

新潟県糸魚川市に移住を検討している方へ！
空き家見学、移住相談、移住体験ツアーの交通費を補助します



交通費を 最大10,000円 補助！

糸魚川市 移住体験交通費補助

補助対象者

移住を検討する満18歳以上の市外在住者で、

①市主催の移住体験ツアーに参加する方

又は

②移住体験短期滞在者宿泊支援制度を活用して宿泊する方

補助申請者と
同一世帯の
同行者も補助
(1名まで)

最大20,000円/世帯
1世帯につき年2回、
計40,000円まで

補助率、上限額、補助対象経費

補助率 10/10(1,000円未満の端数は切捨)

補助金の上限額、補助対象経費は下記のとおり

| 補助対象経費詳細 | 1回の上限 |
|--|---------------------------|
| 本市までの往復にかかる最も経済的な経路及び方法により算出した <u>公共交通機関</u> の運賃を上限とした実支出額 | 20,000円/世帯 (10,000円/人) |
| 本市までの往復にかかる最も経済的な経路により算出した <u>高速道路通行料金</u> を上限とした実支出額 | 10,000円/台 |



申請期限

移住体験ツアーを終了した日から起算して30日を経過する日

又は その年度の3月31日のいずれか早い日まで

交付の条件

市が移住促進に係る施策の推進のために行う調査、取材、撮影等に協力いただける方に交付します

申請方法、必要書類などお気軽にお問合せください

新潟県糸魚川市 総務部 企画定住課

TEL:025-552-1511 FAX:025-552-8955

mail : kikaku@city.itoigawa.lg.jp

